

### 総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラの運用・整備方針について

令和6年4月1日

総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び  
公共インフラ整備に関する関係閣僚会議

#### 1 目的

国家安全保障戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）において、「総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。あわせて、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う」とされたことを踏まえ、総合的な防衛体制の強化のための公共インフラの運用・整備方針について、以下のとおり確認する。

#### 2 運用・整備方針

##### (1) 運用

国土交通省及び防衛省は、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶が平素において必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、国土交通省、海上保安庁、防衛省及び空港管理者又は港湾管理者との間に「円滑な利用に関する枠組み」を設け、必要な調整を実施する。当該枠組みを設けた空港・港湾を「特定利用空港・港湾」とする。

##### (2) 整備

国土交通省は、「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮して、必要な整備又は既存事業の促進を図る。

#### 3 特定利用空港・港湾

特定利用空港・港湾は別紙のとおりとする。

#### 4 その他

(1) 2の方針を踏まえ、国土交通大臣は、空港法（昭和31年法律第80号）第3条第1項及び港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の2第1項に基づいてそれぞれ定める「基本方針」を変更するものとする。

(2) 2の方針は、安全保障環境の変化等を踏まえて、適時適切に見直すものとする。

(別紙)

1 特定利用空港

- (1) 沖縄県  
那覇空港 (国)
- (2) 宮崎県  
宮崎空港 (国)
- (3) 長崎県  
長崎空港 (国)、福江空港 (長崎県)
- (4) 福岡県  
北九州空港 (国)

2 特定利用港湾

- (1) 沖縄県  
石垣港 (石垣市)
- (2) 福岡県  
博多港 (福岡市)
- (3) 高知県  
高知港・須崎港・宿毛湾港 (高知県)
- (4) 香川県  
高松港 (香川県)
- (5) 北海道  
室蘭港 (室蘭市)、釧路港 (釧路市)、留萌港 (留萌市)、苫小牧港 (苫小牧港管理組合)、石狩湾新港 (石狩湾新港管理組合)